

## 掲示用

長野市公告第54号

長野地域の農業の振興に関する計画に係る公告・縦覧・地域住民の意見聴取について

長野地域の農業の振興に関する計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第4条の5第1項第27号ロの規定により公示し、次のとおり、長野地域の農業の振興に関する計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、長野市内に住所を有し、長野地域の農業の振興に関する計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

令和8年1月30日

長野市長 萩原健司

1 縦覧期間

令和8年1月30日から令和8年3月2日まで（土日、祝日を除く。）

2 縦覧場所

長野市役所農林部農業政策課（所在地 長野市大字鶴賀緑町1613番地）

3 その他

(1) 意見書の提出方法等

ア 意見書は、市の定める様式に準じて、必要事項を記載の上、農林部農業政策課へ提出すること。

イ 意見は、長野地域の農業の振興に関する計画の案に係るものであること。

ウ 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公示することとする。